

香川県行政経営推進会議設置要綱

(設置)

第1条 県の行政経営について、有識者の意見を聴くため、香川県行政経営推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次の事項について意見を述べ、必要な助言を行うものとする。

- (1) 県の行政経営に関する指針の策定及び実施に関すること
- (2) その他行政経営の推進に関すること

(組織)

第3条 推進会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県の行財政改革について見識を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することを妨げない。

(議長等)

第5条 推進会議に議長及び副議長を置き、知事が指名する。

- 2 議長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 推進会議は、委員の半分以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会)

第7条 推進会議の所掌する事務のうち、専門的事項を処理するため、推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に、部会長及び副部会長を置き、知事が指名する。
- 3 部会は、部会長が必要に応じて開催し、主宰する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、総務部人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年7月4日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。